

ESA 音楽学院専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 教育基本法及び学校教育法に基づき、音楽に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ESA 音楽学院専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、大阪府大阪市天王寺区玉造元町2-6に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限等)

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	収容定員	始業及び終業時刻
文化教養 専門課程	吹奏楽学科	昼間	2年	40名(1学級)	80名	9:00~17:00
	吹奏楽実務学科	昼間	1年	40名(1学級)	40名	9:00~17:00

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (4) 夏季休業7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業12月25日から1月6日まで
- (6) 学年末休業3月25日から3月31日まで
- (7) その他校長が必要と認めた日

第3章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

専門課程

- (1) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (8) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第4章 入学、退学、転学及び休学

(入学許可)

第9条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第10条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手(7)続)

第11条 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学金をそえて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(退学)

第12条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第13条 生徒が病気その他やむを得ない理由により1月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第14条前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願ひ出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第15条生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程及び授業時数)

第16条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 3 選択科目については、他の専修学校等において履修することができる。

なお、対象となる授業科目等については、別に定めるものとする。

- 4 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は35時間をもって1単位とする。

(課程修了の認定)

第17条課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において試験の成績及び卒業資格認定のための課題作業等により認定する。

(卒業)

第18条前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第19条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 3名以上
- (3) 事務職員 1名以上

- 2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料・入学金及び検定料等)

第20条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

区 分	文化教養専門課程	
	吹奏楽学科	吹奏楽実務学科

昼 間	検定料（受験時）	30000 円	30000 円
	入学金（入学時）	200000 円	200000 円
	授業料（年額）	780000 円	780000 円
	施設費（年額）	300000 円	300000 円
	管理費（年額）	90000 円	90000 円

- 1 前項の規定にかかわらず、授業料・入学金及び検定料等を減免することができる。
- 2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

第8章 賞罰

（褒賞）

第21条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒賞することがある。

（懲戒）

第22条 次の各号の一に該当する者は、これを退学させることができる。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- （2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- （3） 正当な理由がなくて出席常でない者。
- （4） 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 科目履修生制度

（科目履修生等）

第23条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。

附 則

この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(別表第1) 教育課程及び授業時間

<文化教養課程 吹奏楽学科>

コース			吹奏楽コース			管楽器リペアコース			
学年			1年	2年	計	1年	2年	計	
科目									
専 門 科 目	理論※必修	音楽理論	楽典Ⅰ	36		36	36		36
		音楽理論	音楽史Ⅰ	36		36	36		36
	理論※必修	音楽理論	和声		36	36			0
			音楽史Ⅱ		36	36			0
			編曲法Ⅰ	36		36			0
			編曲法Ⅱ		36	36			0
		リペア技術理論	木管修理講義Ⅰ			0	72		72
			木管修理講義Ⅱ			0		72	72
			金管修理講義Ⅰ			0	72		72
			金管修理講義Ⅱ			0		72	72
			リペアゼミⅠ			0	72	72	
			リペアゼミⅡ			0		72	72
			実践講義			0		36	36
			管楽器知識			0		36	36
	実技※必修	演奏実技	実践指揮法Ⅰ	36		36	36		36
			実践指揮法Ⅱ		36	36		36	36
			吹奏楽基礎演習Ⅰ	36		36	36		36
			吹奏楽基礎演習Ⅱ		36	36		36	36
			吹奏楽演習Ⅰ	108		108	108		108
			吹奏楽演習Ⅱ		108	108		108	108
			吹奏楽指導法Ⅰ	108		108	108		108
			吹奏楽指導法Ⅱ		108	108		108	108
			演奏実習Ⅰ	216		216	72		72
			演奏実習Ⅱ		216	216		72	72
			デイリートレーニングⅠ	72		72	72		72
			デイリートレーニングⅡ		72	72		72	72
	実技※必修	演奏実技	演奏研究Ⅰ	108		108			0
演奏研究Ⅱ				108	108			0	
聴音Ⅰ			36		36			0	
聴音Ⅱ				36	36			0	
視唱Ⅰ			36		36			0	

コース			吹奏楽コース			管楽器リペアコース		
学年			1年	2年	計	1年	2年	計
科目								
専門科目	演奏実技	視唱Ⅱ		36	36			0
		ピアノ基礎Ⅰ	36		36			0
		ピアノ基礎Ⅱ		36	36			0
		マーチングⅠ	72		72			0
		マーチングⅡ		72	72			0
	実技※必修 リペア実技※1	クラリネット修理Ⅰ			0	72		72
		フルート修理Ⅰ			0	72		72
		サクソ修理Ⅰ			0		72	72
		木管応用修理Ⅰ			0		72	72
		金管修理（溶接）Ⅰ			0	72		72
		金管修理（凹み）Ⅰ			0	72		72
		金管修理（可動部調整）Ⅰ			0		72	72
		金管応用修理Ⅰ			0		72	72
		リペア実習Ⅰ			0	108		108
リペア実習Ⅱ			0		108	108		
一般教養科目	必修	社会人基礎Ⅰ	18	18	36	18	18	36
	選択※2	国語総合Ⅰ	36		36			0
		国語総合Ⅱ		36	36			0
		数的処理Ⅰ	72		72			0
		数的処理Ⅱ		72	72			0
		英文・文章理解Ⅰ	36		36			0
		英文・文章理解Ⅱ		36	36			0
		フランス語Ⅰ	(144)		(144)	(144)		(144)
		フランス語Ⅱ		(144)	(144)		(144)	(144)
合計			1134	1134	2268	1134	1134	2268

※1 フランス語（Ⅰ・Ⅱ）を選択する場合は、クラリネット修理Ⅰ、フルート修理Ⅰ、サクソ修理Ⅰ、木管応用修理Ⅰ、金管修理（溶接）Ⅰ、金管修理（凹み）Ⅰ、金管修理（可動部調整）Ⅰ、金管応用修理Ⅰは各36単位とする。

※2 1年生は（国語総合Ⅰ、数的処理Ⅰ、英文・文章理解Ⅰ）またはフランス語Ⅰを、2年生は（国語総合Ⅱ、数的処理Ⅱ、英文・文章理解Ⅱ）またはフランス語Ⅱを選択。

<文化教養課程 吹奏楽実務学科>

コース			吹奏楽コース		管楽器リペアコース		
学年			1年	計	1年	計	
科目							
専門科目	理論※必修	音楽理論	楽典Ⅱ	36	36	36	36
			音楽史Ⅲ	36	36	36	36
			編曲法Ⅲ	36	36		0
	理論※必修	リペア技術理論	木管修理講義Ⅲ		0	72	72
			金管修理講義Ⅲ		0	72	72
			リペアゼミⅢ		0	72	72
	実技※必修	演奏実技	実践指揮法Ⅲ	36	36	36	36
			吹奏楽基礎演習Ⅲ	36	36	36	36
			吹奏楽演習Ⅲ	108	108	108	108
			吹奏楽指導法Ⅲ	108	108	108	108
			演奏実習Ⅲ	216	216	72	72
			デイリートレーニングⅢ	72	72	72	72
			演奏研究Ⅲ	108	108		0
			聴音Ⅲ	36	36		0
			視唱Ⅲ	36	36		0
			ピアノ基礎Ⅲ	36	36		0
		マーチングⅢ	72	72		0	
		リペア実技	クラリネット修理Ⅱ		0	36	36
			フルート修理Ⅱ		0	36	36
			サクソ修理Ⅱ		0	36	36
			木管応用修理Ⅱ		0	36	36
			金管修理（溶接）Ⅱ		0	36	36
			金管修理（凹み）Ⅱ		0	36	36
金管修理（可動部調整）Ⅱ			0	36	36		
金管応用修理Ⅱ			0	36	36		
リペア実習Ⅲ		0	108	108			
一般教養科目	必修	社会人基礎Ⅱ	18	18	18	18	
	選択※2	国語総合Ⅲ	36	36		0	
		数的処理Ⅲ	72	72		0	
		英文・文章理解Ⅲ	36	36		0	
		フランス語Ⅲ	(144)	(144)		0	
合計			1134	1134	1134	1134	

※2（国語総合Ⅲ、数的処理Ⅲ、英文・文章理解Ⅲ）またはフランス語Ⅲを選択。